



information  
**年金**

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823

砂川年金事務所 ☎52-2144

**国民年金への加入**

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度で、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。



**第1号被保険者**

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方など

ご自身が戸籍年金係の窓口で行なう

**第2号被保険者**

会社員や公務員などの厚生年金保険加入者

勤務先が行なう

**第3号被保険者**

第2号被保険者に扶養されている年収130万円未満かつ20歳以上60歳未満の配偶者

第2号被保険者の勤務先経由で行なう

※退職したときは、ご自身で戸籍年金係窓口にて第1号被保険者への変更手続きが必要です。

**付加保険料の納付について**

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることで老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。保険料を納めるためには、申し込みが必要です。

※申し込んだ月の分から付加保険料を納めることになります。手続きを希望の方は、戸籍年金係の窓口へ申し出てください。



**12月31日(土)までにご使用ください  
オールあかびら！たすけ愛商品券**

問合せ

市役所商工労政係 ☎32-1841

7月1日から順次、赤平市民の皆様に配布しました「オールあかびら！たすけ愛商品券」は12月31日(土)までにご使用ください。使用期限を過ぎると使用することができなくなりますのでご注意ください。

「オールあかびら！たすけ愛商品券」をまだ受け取られていない方は、お手数ですが商工労政係までご連絡いただきますようお願いいたします。

商品券が使用できるお店などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

▶ <https://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/3993.html>



商品券の見本



共通商品券:  
「登録店すべて」で使えます。



地域商品券:登録店のうち  
「中小規模店舗」で使えます。



## 「かかりつけ医」をもって健康管理！

より良い診察を受けるためには、医師との信頼関係が大切です。「かかりつけ医」をもつことで、日常的な診療や家族ぐるみの病気予防、食事や体力づくりのアドバイスを受けられるなど、より効果的な診療や健康管理ができます。

ほかにも、どのようなメリットがあるのかご紹介いたします。

- 1 診療の手続きも簡単で、じっくり診察できる。
- 2 入院や検査が必要な場合、適切な病院・診療科を紹介してもらえる。
- 3 健康診断などの結果を伝えておくと、診断内容に対するアドバイスがもらえる。
- 4 生活習慣病の早期発見・早期治療につながる。
- 5 家族の病状・病歴・健康状態を把握しているのので、いざという時に早急な対応が可能。

## 簡易専用水道の管理・検査等

水道水だけを水源として、いったん受水槽に貯めてから建物内に供給する水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものを『簡易専用水道』といいます。

簡易専用水道の設置者は、その水道を適切に管理し、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関などによる検査を受けなければなりません。

◆設置者は、日頃から次のことに注意して施設の適正な管理に努めましょう。

### 1 水槽の清掃

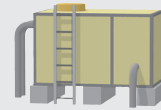
1年以内に1回以上定期的に行なうこと。

### 2 施設の点検と改善

水道の状況やマンホールの施錠、防虫網の点検を行ない、不備な点があれば速やかに改善すること。

問合せ 上下水道課管理係 ☎32-2218

受水槽の有効容量が10立方メートル以下の小規模水道においても、適正な管理が求められます。法的義務はありませんが、簡易専用水道に準じて検査を受けられることをお勧めします。



### 3 水質の管理

いつも水の色、味、臭いなどに注意して、異常があれば必要な水質検査をすること。

### 4 給水の停止

給水している水が人の健康を害する恐れのあるときは、直ちに給水を停止し、利用者や保健所などの関係者に知らせること。

## 赤平市大学生等応援給付事業

問合せ 社会教育係 ☎32-1822

新型コロナウイルス感染症により、さまざまな影響を受けている大学生等を応援することを目的として、次のいずれかに該当する方へ支給します。

### ◆対象者

- 1 平成10年4月2日～平成16年4月1日に生まれた大学生等で、令和4年6月1日現在、赤平市の住民基本台帳に記載されている方
- 2 平成10年4月2日～平成16年4月1日に生まれた大学生等の保護者で、令和4年6月1日現在、赤平市の住民基本台帳に記載されている方

※大学生等…学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年次以上に限る)および専修学校(専門課程)に在学している者

※通信課程を除く

### ◆支給額

【大学生等1人につき】  
10万円支給



### ◆申請方法

市ホームページから必要書類をダウンロードするか、教育委員会から必要書類を入手のうえ申請してください。

### ◆申請期間

令和5年2月28日(火)まで

※郵送による申請の場合は当日の消印有効